

6. アダルトサイトの不当請求には応じない!

事

例

「無料」と思ってアダルトサイトに接続し、「年齢確認」ボタンを押したところ、突然画面が切り替わり「会員登録済み。キャンペーン料金9万9800円を3日以内に振り込んでください」と表示された。「間違えて登録された方はこちらに連絡してください」とあったので電話したところ「払わなければ法的手段を取る」と強く支払いを迫られた。困ってしまい、インターネットで見つけた「アダルトサイトの架空請求を解決します」と書かれたホームページの連絡先に電話したところ、「5万円で解決します」と言われた。



こんなとき、どうする？



- 「年齢確認」ボタンを押しただけで請求画面になった場合（ワンクリック請求）は、契約が成立しているとは言えないため、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
- 「利用料を払わないと法的手段に訴える」「裁判所に出頭させる」「端末の個体識別番号を把握した」等と不安をあおる言葉が書かれているも、事業者に連絡したり支払ったりしないようにしましょう。
- インターネットで調べた相談機関に連絡すると、有料だと言われたり、消費生活相談を装った詐欺グループの連絡先だったりと、被害が拡大することもあります。困ったときは、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



トラブルにあわないために



- アダルトサイトだけではなく、動画サイト、占いサイト、ギャンブル情報サイト、内職紹介サイト、ゲーム攻略法サイト、タレントブログ等から、ワンクリック請求につながる例もあります。
- 「間違って登録された方はこちら」「退会はこちら」と、電話やメールなどの連絡先が載っていても、連絡しないようにしましょう。連絡してしまうと、電話番号やアドレス等の個人情報を教えることになるため、更に架空請求等の被害に繋がる危険性があります。



- 「ワンクリック請求」は、届いたメールや各種ウェブページに記載されているURLを一度クリックしただけで、「有料サービスの登録がされた」という画面表示が出て代金請求をされるものです。多くの場合は、詐欺的手法で金銭をだまし取ることが目的です。
- 「クリックをすると契約の申込みになる」という旨の表示がない場合や契約内容の確認措置がない場合は、契約不成立や契約無効を主張することが可能です。
- いったん支払ってしまうと取り返すのは極めて難しくなりますので、決して支払わないようにしましょう。

<さらに調べてみよう！（参考）>

- 電子マネーで支払わせる
アダルトサイトの請求 ⇒
(独立行政法人国民生活センター)



- アダルトサイトとの解約交渉を
行政書士はできません！ ⇒
(独立行政法人国民生活センター)

